

漏水調査

市では水道管からの水漏れや水道器具などの故障に関する調査を受け付けています。受付後、市が委託した業者が調査にうかがいます。

検針データから漏水調査が必要と認められる場合や市民の皆さまからの調査依頼があった場合等に現地を訪問し、漏水箇所の確認を行っています（包括的業務委託受託者が実施）。

漏水箇所が1次側（配水管取出し部分よりメーター本体までの給水装置）の場合は、本市の負担により修繕を行います。

漏水箇所が2次側（メーター宅内側配管以降の給水装置）の場合には、市民の皆さまの負担による修繕となりますが、必要に応じて音聴棒等により漏水箇所を特定し、継手の増し締め等の軽微な修理を行っています。

このほか、定期的に漏水調査を実施しています。

